

COVID -19 Newsletter

April 17, 2020

COVID-19: 民間建設現場における建設事業者の対応策

最近、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）が急速に拡散し、それによって生産・消費が急減するとともに対内外的な経済危機に直面しており、国内の建設工事現場においても感染者（または感染が疑われる患者）の発生等による現場閉鎖、建設資材の需給および建設労働者確保の困難等を理由に、工事が中断または遅延する等、工事の進行にかなりの支障がもたらされるものと予想されています。実際に、最近、ソウル永登浦区汝矣島洞に建設中の「汝矣島パークワン」の現場で感染者が確認され、工事現場が臨時閉鎖される等の全国の工事現場が臨時閉鎖される事態も起こりました。

このような懸念を受け、韓国政府は対応策を発表しています。企画財政部は、2020年2月12日に「COVID-19によって作業および部品確保が困難になることなどで被害を受けている公共契約参加企業の負担を減らすため」国家および公共機関等の公共発注機関に対し「**COVID-19対応のための公共契約業務処理指針**」を下達しました。当該業務指針では、「COVID-19感染者または感染が疑われる患者の発生などにより作業が著しく困難であると判断される現場」に対し、「発注機関が工事または用役を一時的に停止できるものとし、停止期間に対しては契約期間を延長し、契約金額を増額することで追加費用を補填する」ものとしています。また、「**発注機関が作業の一時停止措置をとっていない契約**」に対しても「**COVID-19により作業が困難な場合や、部品需給の困難等により、やむを得ず契約履行が遅延する場合、遅滞償金（遅滞損害金）を免除し、契約金額調整要件の有無を積極的に検討して契約金額を調整しなければならない**」と明らかにしています。

しかし、国内建設工事現場は、上記の企画財政部の業務処理指針が適用されない民間建設工事の割合がより高く（2019年第三四半期の大韓建設協会の主要建設統計、2019年受注額基準、公共480,692

億ウォン、民間1,179,661億ウォン)、このような民間の建設現場では、発注者と請負人の間の工事請負契約に基づき契約関係の調整がされるものと思われます。もちろん、民間建設現場に関しても、国土交通部は2020年2月28日に報道資料を配布し、COVID-19対応状況を「民間建設工事標準請負契約書」第17条に基づく「**伝染病等不可抗力の事態により契約履行が顕著に困難な場合**」として有権解釈し、工期延長・工事中断等に対して、発注者と契約当事者との間における紛争を「建設紛争調整委員会」を通じて速やかに仲裁するとしています。

それにもかかわらず、民間建設現場では、「民間建設工事標準請負契約書」をそのまま使用していない現場が多く、国土交通部の有権解釈があったとしても、具体的な事案において工事請負契約の内容に基づく解釈および適用の問題、不可抗力に該当するか否か、工事の遅延との因果関係認定の如何等によって具体的にいかなる判断が下されるかについては、依然として不確実な面があります。特に、工事期間の延長および遅滞償金免責の如何、工事期間の延長による契約金額調整の可否、工期短縮のための突貫工事費用等の請求の可否等が主に問題になり得ます。

従って、民間建設現場を中心にCOVID-19による危機状況、およびそれによって発生する不確実性に対処するための建設事業者の法的・実務的な対応策につき、以下にてご説明致します。

1. 工事期間の延長および遅滞償金の免責

- 「民間建設工事標準請負契約書」(以下「標準請負契約書」という。)によると、建設事業者は、工事の中断、不可抗力、原資材需給不均衡等により工事が遅れる場合、その中断ないし遅延された期間(工事中断期間および工事の再開のために必要な合理的・通常的な期間)分だけ、**①工事期間の延長を発注者に要求**することができ(第17条第1項第1号、第2号)、**②延長期間に対しては、遅滞償金を負担しません**(同条第4項)。
- 一方、標準請負契約書を使用していない工事現場の場合には、原則として、発注者との間に締結した個別の工事請負契約の具体的な内容に基づいて処理されることになりますが、建設事業者は、個別の工事請負契約に明示的な規定がないとしても、工事が中断または遅延された期間につき、工事期間を延長するよう発注者に要求する必要があると思われます。

※ 建設事業者の工事期間延長要請にもかかわらず、発注者が工事期間の延長を承認しないか、実際に遅延した工期に対して十分に工事期間を延長しない場合、やむを得ず、工期を十分に確保できずに工事期間延長合意をする場合が生じ得ます。しかし、このような場合においても、遅滞償金に関する約定は、請負人が仕事の完成を遅滞したことに対する損害賠償額の予定に該当するので、不可抗力ないし請負人の責に帰する事由によらない事由によって遅滞している場合には、遅滞償金を負担しないものと解釈されると思われます(大法院(最高裁)2012年10月11日宣告2010ダ34043、34050判決等)。

- 反対に、個別の工事請負契約において請負人の遅滞償金責任が免責されないという明示的な規定を設けている場合もあり得ます。しかし、このような規定は、建設産業基本法第22条第5項第5号（契約不履行による当事者の損害賠償責任を過度に軽減または加重して定めることにより、相手方の正当な利益を侵害した場合）に該当し、無効と判断される可能性があるため、建設事業者としては、工事期間の延長および遅滞償金の免責を積極的に主張する必要があり、将来的な訴訟や紛争等の発生に備え、関連資料等を確保しておく必要があります。

※ 一方、建設事業者が、個別の工事請負契約等において「責任竣工義務」を負う場合もあり得ます。個別の約定によりその規定内容が異なるものの、一般的な責任竣工確約は「天災地変、内乱、戦争等の不可抗力的な事由」を除いては、いかなる理由があっても工事を中断できないという趣旨で定めています。現場閉鎖や発注者の工事中断の指示がある場合は、特に問題にならないものの、COVID-19の拡散を受け、建設資材や建設労働者の確保等の問題により工期が遅延となった場合には、その問題となる状況が建設事業者の支配領域外で発生したものとして、通常の手段を全て講じたとしてもこれを予想または防止することができなかったのか、また、工期遅延との因果関係があるか否か等を具体的に立証しなければならない問題があります。これに対する最終的な判断は法院（裁判所）で行われるものと思われますが、建設事業者としては、将来訴訟等の紛争が生じる可能性があるため、発注者および監理等との協議内容、資材や人材確保の状況等に関する公文、工事日報、書類等の客観的な資料を確保しておく必要があります。

2. 契約金額の調整、突貫工事費用等の請求

- 標準請負契約書によると、建設事業者は、工事の中断、不可抗力、原資材の需給不均衡等により工事が遅れる場合、工事期間の延長を要求することができ（第17条第1項第1号、第2号）、工事期間の延長により契約金額の調整が必要となる場合には、その変更された内容に基づき**契約金額の調整**を求めることができ（第23条第1項第1号、第2号）、それに伴う**現場管理费用等の追加経費の調整**を求めることができます（第17条第3項）。
- 問題は、標準請負契約書が適用されない現場でこれに関する明示的な規定を設けていない場合です。これと関連し、大法院は、工事代金の総額を定めて行った工事請負契約（総額契約）の場合、「発注者は、特別な事情がない限り、請負人に対して当初の工事代金を超える金額を工事代金として支払う義務はなく、材料費等で当初の予想より多くの工事費用を費やしたとしても、特別な事情がない限り、発注者としては、請負人に対して契約書上の工事代金を超える金額を工事代金として支払う義務はない。」と判示しており（大法院2006年4月27日宣告2005ダ63870判決）、追加工事についても、契約当事者の事前の合意がない場合には、その増加分を当たり前のように請求できるのではないという立場をとっていること（大法院1998年2月24日宣告95ダ38066、38073判決）に照らしてみると、建設事業者の責任がない事由により工事が中断されるか、工期が遅延するとしても、当然、追加工事費等の請求が可能であるとみることはできません。

※ 但し、不可抗力によって遅延している期間中の間接費等の追加経費に対する請求の可否については、個別の工事

請負契約の各規定らを綿密に検討し、根拠規定の存否および解釈可能性、建設産業基本法第22条に基づく効力の有無等を検討する必要があります。

- また、建設事業者が個別の工事請負契約において「責任竣工確約」をしたり、工事期間の延長等についての明示的な根拠規定がないなどの理由で発注者が工事期間の延長を承認しない場合や、工期の挽回に要する十分な期間の延長をせずに工事期間を遵守することを要求する場合も予想することができます。建設事業者としては、発注者のこのような要求が不当であるとして以降争うこともできると言えますが、不確実性によるリスクを最小化するため、より高い代替資材の需給、突貫工事等を通じてできるだけ工期を挽回するための措置が必要になる事もあり得ます。
- コロナショックのように不可抗力ないし建設事業者に責任のない事由により工期が遅延し、これを挽回するために突貫工事を実施した場合、突貫工事による追加の工事費用の支払いを請求できるという明示的な定めがある場合には、特に問題にならないと思われませんが、そのような根拠規定がない場合にも、発注者からの突貫工事の指示があり、かかる工事の施行により工事期間が短縮され、その工事費用に関する合理的な算定根拠があれば、請負人は、突貫工事により追加で支出した費用を請求できるとみる余地があり、さらに、法院は、発注者からの明示的な突貫工事指示がなかったとしても、「請負人に責任を負わせられない事由によって工事が遅延したにもかかわらず、発注者が請負人からの工事期間の延長要請を拒絶するか、予定された工期を守るよう指示することで、請負人としては工事期間を守るためにやむを得ず突貫工事を行わざるを得なかったという等の特別な事情が認められる」場合には、同様に請負人は、その費用を請求することができます。」と判示した事例があります（釜山高等法院（高裁）2019年9月26日宣告2017ナ54855判決）。従って、建設事業者としては、個別の工事請負契約に明示的な規定がないとしても、発注者に対して工期挽回対策を提示して承認を得るか、今後追加費用の支出が避けられないことを証するため、発注者および監理等との協議過程や内容を公文または書類等で確保しておく必要があります。

※ 訴訟において突貫工事費用等の請求が問題となる場合、突貫工事費用算定の適正性、突貫工事の必要性和現に短縮された工期等の客観的な立証が困難な場合が多々あります。従って、建設事業者は、実際に突貫工事に動員された労働者と費用に関する具体的な証拠資料を事前に十分確保しておく必要があります。特に、突貫工事の必要性和現に短縮された工期を裏付けるために工程表、工事日報等を正確かつ詳細に記録・管理し、突貫工事（休日および夜間作業）に動員された労働者の正確な労務工数、関連費用の支払明細および領収証等の証拠資料を確保する必要があり、発注者側の現場管理職員から随時検討および承認を得ておく必要もあると思われます。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[建設紛争グループ]



金鎔浩
(パートナー)

☎ +82-2-316-4202

✉ yhokim@shinkim.com



安憲濬
(パートナー)

☎ +82-2-316-1640

✉ hjoahn@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
